

交番、駐在所連絡協議会設置要綱の制定について（例規通達）

（昭和58年1月26日）

（栃外第1号栃木県警察本部長通達）

交番、駐在所勤務員が、地域住民と良好な公衆関係を保持し、住民の理解と協力のもとに管内の実態及び警察に対する意見要望を的確に把握し、警察目的達成に資するため、このたび、別添のとおり「交番、駐在所連絡協議会設置要綱」（以下「要綱」という。）を制定したから次の点に留意し効果的な推進に努められたい。

## 記

### 1 制定の趣旨

地域警察官による管内実態把握活動は、地域警察活動の基本であり、すべての警察活動の基盤をなす重要な任務である。

近年、都市化現象の進展、住民意識の変化等により、管内実態把握活動はますます困難になり警察と地域住民の結びつきは、年々脆弱になつてきている。

特に、人口流動の激しいアパート、マンション、雑居ビル、住民相互の連帯感の稀薄な新興住宅団地、享乐的風潮と事件事故等が多発する歓楽街等は、一般的に実態把握が困難であり、また、警察に対する意見要望の掌握も円滑にいかない実情にある。このような地域の実態把握、意見要望の掌握をいかに徹底していくかは、今後の地域警察運営における重要な課題である。

これに対する施策の一環として、実態把握等の困難な地域の住民代表と交番、駐在所勤務員による、交番、駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置し、相互に情報交換や要望意見を取りかわすことによつて、地域の実態を的確に把握するとともに、住民の意見要望を掌握して、良好な協力関係を確立し、地域の実態に即した効果的な地域警察活動の推進を図り、もつて、民警一致協力の実を挙げようとするものである。

### 2 連絡協議会の設置

連絡協議会は、要綱第3条に掲げる地域を管轄する交番又は駐在所単位に設置する。ただし、2以上の交番、駐在所が共同で設置することが効果的と認められるときは共同で設置することができる。

### 3 連絡協議会設置地域（要綱第3条関係）

要綱に定める設置地域とは、次のような地域をいう。

- (1) アパート、マンション等人口流動の激しい地域とは、アパート、マンションが集中する地域や新興住宅街で人口流動が著しく、そのため住民相互の連帯意識が稀薄で匿名性が強く、かつ、昼間不在家庭が多く、実態把握が困難な地域をいう。
- (2) 事件事故等が多発する歓楽街とは、風俗営業や飲食店などの業種が多く、しかも夜間営業が主で、各種犯罪が多発し、経営者、従業員の交替もひんばんで実態把握が困難な地域をいう。
- (3) その他、地域の特性等を考慮して設置する必要があると認められる地域とは、上記

以外の地域でその地域の特殊事情から著しく実態把握が困難なため、設置の必要が認められる地域をいう。

#### 4 連絡協議会の会員(要綱第4条関係)

会員の任期は、おおむね2年とし、再任は妨げないものとする。

会員は、所管区員を含めて原則として30人以下とすること。

所管区以外の会員の選定については、要綱第4に定めているが、積極的な協力体制を確保するため、実態把握上あるいはC・R活動上最も適当と認められる者を専任すること。

#### 5 日常の連絡活動の推進

交番、駐在所勤務員は、日常の地域警察活動を通じて連絡協議会の会員方を積極的に訪問して、良好な人間関係を確立し、各種警察活動に反映させること。

#### 6 その他

- (1) 地域課(係)長は、連絡協議会が効果的に運営できるよう所管区員を指導教養するとともに、必要に応じて他課(係)幹部の協力を得て、組織的な運用に努めること。
- (2) 連絡協議会の会員に委嘱しようとする者が交通・防犯関係団体の役員等と重複する場合は、本協議会が地域住民と交番・駐在所の連携を強化するためのものであることをよく理解させること。
- (3) 所管区員以外の会員に対しては、その趣旨を説明し規約、委嘱状を交付し、理解と協力を求めること。
- (4) 連絡協議会を設置するに当たり、既に交番又は駐在所を単位とする防犯・交通協力団体若しくは協力会、懇談会等が設置されている場合は、これを連絡協議会に置きかえることができる。ただし、この場合、既存団体等の趣旨、活動目的に反することのないように配慮するとともに、事前に関係者と十分に連絡調整しその理解と協力を得ること。

## 別添

### 交番、駐在所連絡協議会設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、交番、駐在所連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を効果的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第2条 連絡協議会は、県民の理解と協力を得て警察目的を達成するため、交番、駐在所勤務員が所管区責任に基づき、地域住民との連絡協調体制の確立を図り、良好な公衆関係の保持と管内実態掌握の徹底を期し、事件事故の未然防止に努めるとともに、併せて、広く警察に対する意見、要望等を聞いて警察運営に反映させ、また、警察の実態を正しく知らせる諸般の活動を主たる目的とする。

#### (設置地域の選定)

第3条 連絡協議会は、次の地域を管轄する交番若しくは駐在所に設置するものとするが、事前に本部地域課と十分連絡をとり、真に効果のある地域を選定するものとする。

- (1) アパート、マンション等人口流動の激しい地域
- (2) 事件、事故等が多発する歓楽街
- (3) その他、地域の特性等を考慮して設置する必要があると認められる地域

(会員の任期、選任及び運営)

第4条 連絡協議会の会員の任期は、おおむね2年とし、再任は妨げないものとするほか、会員の選任及び運営を、次により行い、良好な公衆関係の保持に努めるものとする。

- (1) アパート、マンション等人口流動の激しい地域

アパート、マンション等の管理者、自治会(町内会)役員等を対象とし、定期的に接触して居住者の実態を把握するとともに意見、要望を聴取して連絡協調を図る。

- (2) 事件、事故等が多発する歓楽街

各業種が加盟結成している組合の役員、関係者等を会員とし、定期的に招致、接触して実態を把握するとともに必要な防犯及び交通事故の防止等について指導を行い、連絡協調を図る。

- (3) その他、地域の特性等を考慮して設置する必要があると認められる地域

その地域の特殊事情をはじめ、地域万般の事情に精通しており、警ら、巡回連絡等の日常活動に対応して常に連携がとれる者などを幅広く選定し、真に地域に密着した実質的な活動が期待できるような運営を図る。

(運営責任者)

第5条 連絡協議会を設置する所管区に運営責任者を置く。

- 2 運営責任者には、交番にあつては交番所長又は交番連絡責任者を、複数駐在所にあつては、上位階級又は先任者をもつて充てるものとする。

- 3 運営責任者は、当該所管区員と共に連絡協議会の円滑な運営実施に努めなければならない。

(連絡協議事項)

第6条 連絡協議会においては、おおむね次に掲げる事項について、連絡協議するものとする。

- (1) 交番、駐在所活動の実態
- (2) 犯罪の発生状況とその防犯措置
- (3) 犯罪発生時における措置及び連絡方法
- (4) 暴力追放及び青少年の不良化防止と健全育成
- (5) 交通事故の発生状況及びその防止措置
- (6) 地域住民の自主防犯活動並びに自主交通安全運動の推進
- (7) 地域住民が関心を持つような事件、事故の概要と警察の対応状況
- (8) その他広報、広聴が必要と認められる警察活動に関する事項

(会議の開催)

第7条 連絡協議会の会議は、定例会議及び臨時会議とする。

- 2 定例会議はおおむね年1回以上開催するものとする。

- 3 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。

- 4 会議は、組織の構成員のほか、会議のテーマ等に応じて、随時地域住民及び地域の

機関・団体の関係者等の参画を得て開催するものとする。

(留意事項)

第8条 連絡協議会の開催に際しては、次の点に留意して真に効果があがるように努めるものとする。

- (1) 連絡協議会を設置した地域及びその会員の選任に当たっては、地域社会の指導者としての影響力等を考慮し、専務係と連絡を密にして総合的に決定すること。
- (2) 連絡協議会の開催に当たっては、地域警察幹部のほか、必要に応じて専務係員の出席を求めること。
- (3) 連絡協議会の開催に当たっては、ミニ広報紙等の積極的な活用に配慮すること。

(地域警察幹部の責務)

第9条 地域警察幹部は連絡協議会の運営状況を的確に把握するとともに、他係との連絡調整及び協議会開催に当たつての必要な指導を行うものとする。

(報告)

第10条 連絡協議会については、次により警察本部長(本部地域課経由)に報告すること。

- (1) 連絡協議会を設置又は廃止したときは、別記様式第1号により、速やかに
- (2) 連絡協議会の開催結果については、別記様式第2号により、翌月の10日までに
- (3) 連絡協議会の効果的事例は、その都度